

平成 21 年 5 月 27 日

各 位

東京都港区南青山五丁目 4 番 35 号
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス
代表取締役社長 佐々木 力
(コード番号：3373 東証マザーズ)
問合せ先 取締役グループ CFO 大西 秀臣
TEL 03-3407-7502(代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 2. (1) 変更の理由」において定義します。）の取得について、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の議案が承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 6 月 24 日から平成 21 年 7 月 23 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 24 日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

I. 定款の一部変更について

1. 株券の電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更の件（A））

(1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、当社定款規定について、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、当社定款の規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> (条文記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p><u>第10条</u>～<u>第13条</u> (条文記載省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したとみなすことができる。</p> <p><u>第15条</u>～<u>第37条</u> (条文記載省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設) (新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第9条</u>～<u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。</p> <p><u>第14条</u>～<u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>

2. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（B））

（1）変更の理由

平成 21 年 3 月 13 日付当社プレスリリース「株式会社ファーストリテイリングによる当社株券等に対する公開買付けの終了に伴う親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、株式会社ファーストリテイリング（以下「ファーストリテイリング」といいます。）は、平成 21 年 1 月 29 日から当社株券等に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 21 年 3 月 19 日（決済開始日）をもって、当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）107,485 株（発行済株式総数割合：66.12%）を取得いたしました。その結果、ファーストリテイリングは間接所有を含め当社普通株式 158,845 株（株券等所有割合：97.71%）を保有するに至っております。

ファーストリテイリングは、平成 21 年 1 月 28 日付同社のプレスリリース「株式会社リンク・セオリー・ホールディングスに対する公開買付けの開始に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同社グループのグローバルブランド事業を主力事業の一つとして更に成長させていくためには、当社とのより強固な協力体制を構築していくことが必要と判断するとともに、グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図ることにより、当社の更なる事業基盤の強化を図ることができると判断し、当社をファーストリテイリングの 100%子会社とすべく、ファーストリテイリング並びにその 100%子会社である株式会社グローバルリテイリング（以下「GR社」といいます。）及び株式会社グローバルインベストメント（以下「GI社」といいます。）が保有する当社普通株式を除いた当社株券等の全ての取得を目的とした本公開買付けを実施いたしました。

当社といたしましても、平成 21 年 1 月 28 日付当社のプレスリリース「株式会社ファーストリテイリングによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等にて公表しておりますとおり、上場より 3 年半余りの間、企業価値の向上を模索してまいりましたが、当社を取り巻く厳しい経営環境の下で当社の企業価値を早期に高めるためには、既に資本参加を受けているファーストリテイリングの 100%子会社となり、欧州・アジア地域を中心に事業拡大を加速させることが最も有効かつ必要不可欠な手段であると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、以下の方法により当社がファーストリテイリングの 100%子会社となることといたしました（以下の①乃至③を総称して「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 定款一部変更の件（A）における変更後の当社定款の一部を変更し、A 種種類株式（以下「当社 A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設します。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設します（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当社は、各株主様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに当社 A 種種類株式 3,780 分の 1 株を交付します。

これにより、ファーストリテイリング以外の各株主様に対して交付される当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。なお、ファーストリテイリングは、平成 21 年 5

LTH

月 21 日付同社のプレスリリース「子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同日開催の取締役会におきまして、平成 21 年 7 月 1 日（予定）をもって同社の 100%子会社である GR 社及び GI 社を吸収合併することを決議しております。

定款一部変更の件（B）は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、下記 3. 及び II. に記載のとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は当社 A 種種類株式としております。

会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従い、当社が株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等の全てを実施した場合）、上記のとおり、ファーストリテイリング以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社 A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。株主様に対する当社 A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式をファーストリテイリングに対して売却することを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 170,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

定款一部変更の件（B）は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、当社 A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、定款一部変更（B）に係る定款変更は、定款一部変更の件（B）が承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

（2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

定款一部変更の件（A）に係る変更後の定款 （発行可能株式総数）	定款一部変更の件（B）に係る追加変更案 （発行可能株式総数）
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 456,000 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 456,000 株とし、このうち普通株式 の発行可能種類株式総数は、 <u>455,800 株</u> 、A 種種類株式の発行可 能種類株式総数は、 <u>200 株</u> とする。

定款一部変更の件（A）に係る変更後の定款	定款一部変更の件（B）に係る追加変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2</u> 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）</u>に対し、<u>普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）</u>または<u>普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）</u>を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第15条の2</u> <u>第12条、第13条及び第15条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

3. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（C））

（1）変更の理由

定款一部変更の件（B）でご説明申し上げましたとおり、当社がファーストリテイリングの100%子会社となるために、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更の件（B）に係る変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。定款一部変更の件（C）に係る定款変更の効力発生により、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、定款一部変更の件（C）が承認された後、下記 II. 記載の全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認可決されることにより、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本定款一部変更等の③）、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、定款一部変更の件（B）により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に交付する当社A種種類株式の数は、ファーストリテイリング以外の各株主様に対して当社が交付する当社A種種類株式の数が1株未満の端数となるように、3,780分の1株としております。

なお、定款一部変更の件（C）に係る定款変更の効力発生日は、平成21年7月30日といたします。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更の件（B）に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更の件（C）に係る定款変更の効力発生は、定款一部変更の件（B）のご承認が得られること及び本種類株主総会において定款一部変更の件（C）の追加変更案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

定款一部変更の件（B）に係る変更後の定款	定款一部変更の件（C）に係る追加変更案
（新設）	<u>（全部取得条項）</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を3,780分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

上記「I. 2. (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 (B) 及び定款一部変更の件 (C) に係る変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価として、定款一部変更の件 (B) による変更後の定款により設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認された場合、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される当社A種種類株式の数は、定款一部変更の件 (C) に係る変更後の定款の規定に基づき、3,780 分の 1 株となります。この結果、ファーストリテイリング以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる当社A種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社は、全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認された場合に、株主様に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得た上で、ファーストリテイリングに売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 170,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその交付に関する事項

会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 (B) 及び定款一部変更の件 (C) に係る変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記 (2) において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社A種種類株式を 3,780 分の 1 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 21 年 7 月 30 日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件 (C) に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止について

定款一部変更の件（B）及び（C）並びに全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成21年7月24日をもって上場廃止となる予定です。

III. 本定款一部変更等の日程の概要

上記定款変更等の概略は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成21年4月16日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成21年5月1日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成21年5月27日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催	平成21年6月23日(予定)
株券の電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更の件（A））の効力発生日	平成21年6月23日(予定)
種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（B））の効力発生日	平成21年6月23日(予定)
整理銘柄への指定	平成21年6月24日(予定)
当社普通株式の売買最終日	平成21年7月23日(予定)
当社普通株式の上場廃止日	平成21年7月24日(予定)
全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（C））の効力発生日	平成21年7月30日(予定)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び当社A種種類株式交付の効力発生日	平成21年7月30日(予定)

以上